

# 一時払退職後終身保険

(代理請求特約付一時払退職後終身保険【生命保険】)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

一時払退職後終身保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 特約の内容・特長

- ご加入者が死亡・高度障害となられた場合、死亡・高度障害保険金が支払われます。
- 一生涯にわたって死亡・高度障害の保障を確保することができます。
- 原則、健康告知は不要です。  
(※ただし、ファミリー年金死亡給付金(3万円)の方は必ず健康告知が必要です)  
在職中ご加入の『ファミリー年金』の保険金額以下で、脱退の日から1か月以内の加入であれば、健康告知は必要ありません。
- ご加入手続きが簡単です。  
保険料は一時払で、申込書と本人確認書類(運転免許証、パスポート等)をご提出いただくだけでご加入いただけます。  
※ご契約形態によっては健康告知が必要となります。
- 税法上の取扱いがあります。(下段ご参照)

途中で解約した場合、解約返戻金をお支払いします。解約返戻金の額は契約年齢、経過年数等によって異なります。ただし、ご契約後短期間で解約された場合、お払込保険料を下まわることがあります。

## 税法上の取扱いポイント

### 特長① ご加入後、資金が必要になった時(解約時)...

50万円までが特別控除の対象となり、課税対象額が軽減されます。  
(解約時受取金-払込保険料-50万円)×1/2が課税対象です。  
※他に一時所得が無い場合

### 特長② 保険金受取り時にも

死亡保険金は法定相続人数×500万円までが非課税となります。  
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合はです。

### 特長③ 保険料支払い時は

初年度に限り、払込保険料は所定の生命保険料控除の対象となります。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。個別の取り扱いについては所轄の税務署等にご確認ください。

## 加入資格

### 本人

平成30年10月末現在、公立学校共済組合「福祉保険制度」のファミリー年金(新基本プラン・基本加入・2倍プラン・3倍プラン・死亡給付金(3万円))に2年以上継続加入しており、平成30年11月1日現在、満60歳を超え、満75歳6か月未満の方。

### 配偶者

平成30年10月末現在、公立学校共済組合「福祉保険制度」の配偶者コースに2年以上継続加入しており、平成30年11月1日現在、満44歳6か月を超え、満75歳6か月未満の方。

※ご加入の機会は退職時の1回限りとなります。

※引受生命保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

## 保障内容・保険料

### 加入パターン例

保険料		70万円		120万円		180万円	
		61歳男性	61歳女性	61歳男性	61歳女性	61歳男性	61歳女性
解約返戻金	死亡・高度障害 保険金	70.3 万円	70.5 万円	120.6 万円	120.9 万円	180.9 万円	181.3 万円
	5年後	69.8 万円	69.8 万円	119.7 万円	119.7 万円	179.6 万円	179.6 万円
	10年後	69.9 万円	70.0 万円	119.9 万円	119.9 万円	179.9 万円	179.9 万円
	15年後	70.0 万円	70.1 万円	120.1 万円	120.2 万円	180.1 万円	180.3 万円
	20年後	70.1 万円	70.2 万円	120.2 万円	120.4 万円	180.4 万円	180.6 万円

※一時払退職後終身保険の死亡・高度障害保険金額は年齢・性別により異なります。

●一時払退職後終身保険：最低死亡・高度障害保険金額は50万円、最高死亡・高度障害保険金額3,000万円で、かつ既加入保険金額+1,000万円の範囲内となり、一時払保険料は10万円単位となります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢61歳=満60歳6か月を超え満61歳6か月まで

※記載の保険金額等は、平成29年1月2日時点の基礎率により計算されています。実際の保険金額等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額等も改定されることがあります。

※一時払退職後終身保険の死亡保険金の受取人は契約者にご指定いただきます。また高度障害保険金の受取人は被保険者となります。

<一時払退職後終身保険> [引受会社] 明治安田生命保険相互会社